審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生産振興部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法	法令番号	昭和２２年法律第１３２号
手続名	基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認	根拠条項	第１１条の４６第２項

審査基準	佐賀県農業協同組合法施行細則第１５条に明記

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	６０日	目次	
						標準経由期間	日	№	